

Lesson

7 公的年金（障害給付と遺族給付）

1 障害給付（障害基礎年金）

（2）年金額（平成 24 年度）

1 級	$786,500 \text{ 円} \times 1.25$ + 子の加算
2 級	$786,500 \text{ 円}$ （＝老齢基礎年金の満額） + 子の加算

2 遺族給付（遺族基礎年金と遺族厚生年金）

図の「中高齢寡婦加算」を「定額589,900円（平成24年度）」に変更

（1）遺族基礎年金

年金額	基本額： <u>$786,500 \text{ 円}$（平成 24 年度）</u>
-----	--

_____部分が改正点です。